

議案第107号

下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

下水道事業に地方公営企業法の規定を適用するため、この条例を定めようとする。

## 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例

(関市部設置条例の一部改正)

第1条 関市部設置条例（平成29年関市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号ク及びケを削る。

(関市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第138条の4第3項」の次に「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条」を、「市長」の次に「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)」を加える。

(関市公文書公開条例の一部改正)

第3条 関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者」に改め、「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第12条第8項中「規則」を「規則等」に改める。

(関市個人情報保護条例の一部改正)

第4条 関市個人情報保護条例（平成9年関市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者」に改め、「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第8条第4項及び第30条第7項中「規則」を「規則等」に改める。

(関市職員定数条例の一部改正)

第5条 関市職員定数条例（昭和41年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「645人」を「615人」に改め、同号イ中「28人」を「58人」に改める。

(関市特別会計条例の一部改正)

第6条 関市特別会計条例（昭和42年関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し及び条名を削り、同条中「。以下「法」という。」を削り、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とする。

第2条を削る。

（関市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第7条 関市農業集落排水処理施設条例（昭和58年関市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業集落における農地等の水質保全及び環境衛生の向上を図るため設置する農業集落排水処理施設の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第5条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第10条第1項第2号中「規則で」を「市長が」に改める。

別表中「第3条関係」を「第2条関係」に、「施設の名称」を「名称」に、「処理施設の位置」を「位置」に改める。

（関市分担金徴収条例の一部改正）

第8条 関市分担金徴収条例（昭和60年関市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条本文中「市長」の次に「（農業集落排水処理施設事業にあつては、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）」を加える。

（関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

（関市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第10条 関市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年関市条例第27号）の一部を改正する。

題名を次のように改める。

関市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため水道事業を、下水を排除し、又は処理するため下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業をいう。以下同じ。）を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

（法の全部適用）

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を令和2年4月1日から適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（1） 給水区域は、関市の区域とする。ただし、洞戸地域、板取地域、武芸川地域、武儀地域及び上之保地域の一部を除く。

（2） 給水人口は、89,400人とする。

（3） 1日最大給水量は、51,600立方メートルとする。

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（1） 計画処理区域は、関市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた区域とする。

（2） 計画処理人口は、75,640人とする。

（3） 計画1日最大処理能力は、54,010立方メートルとする。

4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（1） 計画処理区域は、関市農業集落排水処理施設条例（昭和58年関市条例第9号）別表に定める処理区域とする。

(2) 計画処理人口は、17,430人とする。

(3) 計画1日最大処理能力は、4,775立方メートルとする。

第2条に次の1項を加える。

5 コミュニティ・プラント事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 計画処理区域は、関市コミュニティ・プラント条例（平成17年関市条例第40号）第2条に定める処理区域とする。

(2) 計画処理人口は、2,000人とする。

(3) 計画1日最大処理能力は、780立方メートルとする。

第3条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の権限に属する事務を処理させるため、基盤整備部に水道課及び下水道課を置く。

第4条第1項、第5条第1項及び第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第8条並びに第9条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

（関市水道事業給水条例の一部改正）

第11条 関市水道事業給水条例（平成25年関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「関市水道事業の設置等に関する条例」を「関市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「第2条第2項」を「第2条第2項第1号」に改める。

第5条第1項中「市長が」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が」に改める。

（関市下水道条例の一部改正）

第12条 関市下水道条例（昭和41年関市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条中「下水道等」を「公共下水道及び都市下水路（以下「下水道等」という。）」に改め、同条を第1条とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条 削除

第4条第1項ただし書中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第23条第1項第2号及び第44条中「規則で」を「市長が」に改める。

（関市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第13条 関市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年関市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

（関市公共下水道区域外流入分担金徴収条例の一部改正）

第14条 関市公共下水道区域外流入分担金徴収条例（平成26年関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

（関市コミュニティ・プラント条例の一部改正）

第15条 関市コミュニティ・プラント条例（平成17年関市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に基づき、汚水の適切な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため設置する関市コミュニティ・プラント（以下「施設」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第5条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以

下「市長」という。)」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。